様式２２

請　　　　　書

１　件　　　　　名

２　施　行　場　所

３　期　　　　　間　　　　　令和　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　まで

４　　　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）

　　　上記の業務について、次の条項承諾のうえお請けします。

　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　登米市長　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　請負者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

１　この契約において登米市を甲とし、請負者を乙とする。

２　乙は、頭書の請負代金額をもって期間内に履行し、履行後は成果物を甲に引き渡し、甲はその請負代金を支払うものとする。

３　乙は、修繕、改造等に当たり、甲から引き渡しを受けた物件を善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失若しくはき損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

４　甲は、乙から履行の通知を受けた日から１０日以内に成果物の確認を行うものとする。

５　甲は、乙から成果物の引き渡しがあったときは、直ちに成果目的物の引き渡しを受けるものとする。

６　乙の責に帰すべき事由により期間内に履行することができない場合においては、　乙はその理由を明示した書面により甲に期間の延長変更を請求することができる。この場合において甲は損害金の支払を乙に請求することができる。損害金の額は、請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額とする。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

７　請負代金は、成果物引渡し後乙から請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。甲がその責に帰すべき事由により請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

８　甲は、乙の債務不履行、不正な行為，登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年告示第２２７号）に該当するとき又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において乙は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、出来高部分については甲の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

９　乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はこれを請負代金額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

10　甲は、前項の規定により違約金等の追徴をする場合には、乙から遅延日数につき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。ただし、契約期間中、財務大臣が決定する率が見直された場合は、見直し後の率を乗じて計算するものとする。

11　甲は、物件が履行するまでの間は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害賠償を請求することができる。

12　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。